**整理番号**

D－2－4　　112

**標 題 名**

報告第８号螟虫の怖るべき事

**著 者 名**

**発行者名**

山口県勧業課

**発 行 年**

明治１３年

**製作年月**

平成２８年６月

明治十三年六月六日

報告第八號

# 螟虫（ぜいむし）の怖（をそ）るべき事

山口縣勸業課

報告第八號

## 螟虫の怖るべき事

螟虫とは當縣の方語に「ナカザシ」と言ふ最も稲を害する虫なり○此虫は嚴寒のために死せざる故に昨年の虫は今日迄藁のうちに又は其他作物の莖の中に隠れ居りたるもの「サナギ」となり再び化て蝶となりて頃日卵子を産み付け舊暦七月頃迄に其虫化して「ナカザシ」となり稲株の本より食ひ込み稲の成長に隨ひ追々と食昇り穂際迄至ると雖ども莖の中にて害を働くゆへ稲

ハ青々と成長し無病の如くなして穂の揃ふ頃俄かなる枯るゝものなれば夫迄ハ決して心付ぬものなり○此虫ハ諸の作物の中にて最も稲を好むものにて今日かゝる出たる蝶ハ總て苗代に集り苗株の水際に小き卵子を産み付け置くものと聞けり○此卵子を苗を取り本植をする間だも決して死ざる事なし若し此卵子を付けたる苗を田植をする時ハ假令ば一畝の虫ハ一町に廣がり成長し害をなすなり○故に此虫を驅り取るにハ田植したる後にてハ手廣くなしてかゝ行

届かざ卵子を殺すも蝶を驅り取るよりを六ケ敷是を驅取るよハ今現ゝ卵子を産み付んとする蝶を驅取るを最も手安く且驅取る場所も狭くして大ゝ効あるものありとぞ故ゝ先づ蝶を驅り取り卵子を殺すの手續きを左ゝ記す

因ゝ云此虫の害ゝて明治十年以來昨年まで青森縣下ハ米の收獲減ずる事年々幾拾萬石の損あり熊本縣下八代ハ昨年金高ゝして三萬圓餘の損となり長崎縣ハ田地皆無又ハ半無ゝなりをるもの凡ゝ三百町歩もあり我縣

都濃郡德山村よりも九百町歩餘よりて昨年二千俵餘を減じたる趣きなり頃日苗代よりを付きたる螟虫一坪よりの付多き所ハ百乃至二百頭よりの至る稻を作るものハ此虫を怖るゝ事ハ虎列刺病よりも甚だしまへかた豫防の事よりを注意せざれば忽ちよりの蔓延且其種を翌年よりの殘せば是よりの七八十倍してそのことるものなり決して最初の驅除を忽せよりたる事なかれ

都濃郡德山村よりの螟螟苗代よりの多くありとの急報ニ付課員出張して驅取たる手續

螟虫の化へたる蝶ハ苗代よりあるよ晝間ハ葉の裏よ陰れて見へ難きそのゆゑんを知らんとするよハ小き竹よて能く苗代を撫さすり見るべし苗代の蝶を捕よを夜間炬火をそつて燒き殺ををよしとを其法ハ苗代よ水を滿たしめ苗の水より出る事凡そ一二寸位ひよ至れば苗の中よ潜み居る蝶ハ上の方へ昇るゆへ此時炬火を近づくれば大低飛び來るなり若し又來らざれば小き竹を以て苗の上をなでまはせば蝶を驅りて火よ近づき死を

蝶の産み付ける卵子を殺さゝハ矢張り前の如く
水を十分よあて苗代一畝歩よ付油（鯨油を鯨油よし
き時ハ菜種油よても よし但し午前十時頃より午後二時頃迄よ施すべし）を凡そ四
匁位ひ入て苗の水より上よ出ける所ハ竹よて
撫で苗を十分油よまぶしし其儘よして五六時間
計り置き水を抜き去るべし水を抜き去るよゝ
苗代のうちがよより下の方へ小き竹をさし通
しで抜き取るなり若し「アゼ」を切りて水を落せ
ば肝要なる油ハ輕きものゆへ水より早く去る
ものなれば其功なし故よ前よ云如く水の底よ

思ふ所へうちがとよて穴をあくれば水ハ底よ
て漸々ゝ減ゝ隨ひ注ぎたる油ハ稲の先きよて
漸々ゝ根ゝ至る迄ねばり付くゆへゝ此油のた
めゝ虫ゝ死ゝと斯ハ都濃郡徳山村宮崎新三郎
の現ゝ驗したる話しなり
右ハ苗代中ゝて驅取のみをいうゝものなれば猶
追々驅除の法ハ報告をべし

明治十三年六月六日　山口縣勸業課

植物防疫資料館
C－535－4015
石倉秀次
寄贈